ブライダル業界「インボイス制度」に関するアンケート結果報告

報告日／2022年10月26日（水）
（アンケート実施期間：2022年10月12日～23日）

日本初ブライダル事業専門の総合法務サービス

BRIGHT

1：回答事業者の業種及び立場

日本初ブライダル事業専門の総合法務サービス
BRIGHT

：回答事業者の業種

回答事業者数　合計	47
ホテル・会場	9
婚礼プロデュース	11
婚礼衣装	0
美容・ヘアメイク・着付け	7
写真・映像	5
装花	0
音響	0
司会・司式	6
演出・パフォーマンス	0
メディア・学校	1
引出物・印刷物・その他	1
経理代行	1
コンサルタント業	1
挙式・音響・司会・演出等	1
挙式請負	1

：回答事業者の立場

回答事業者数　合計	47
①主に新郎新婦から直接婚礼業務を受注し、その一部を外部事業者に外注する立場	18
②主にホテル・式場などから専門業務を受注し、その一部を外部事業者に外注する立場	11
③主にホテル・式場などから専門業務を受注する立場	13
④その他	5

「インボイス制度」への対応は、
各事業者の『立場』によって
検討すべき内容が異なるため、
まずそこを整理しています。
多くのご協力に感謝いたします。

２：「インボイス制度」に対するご理解はどの程度ですか？

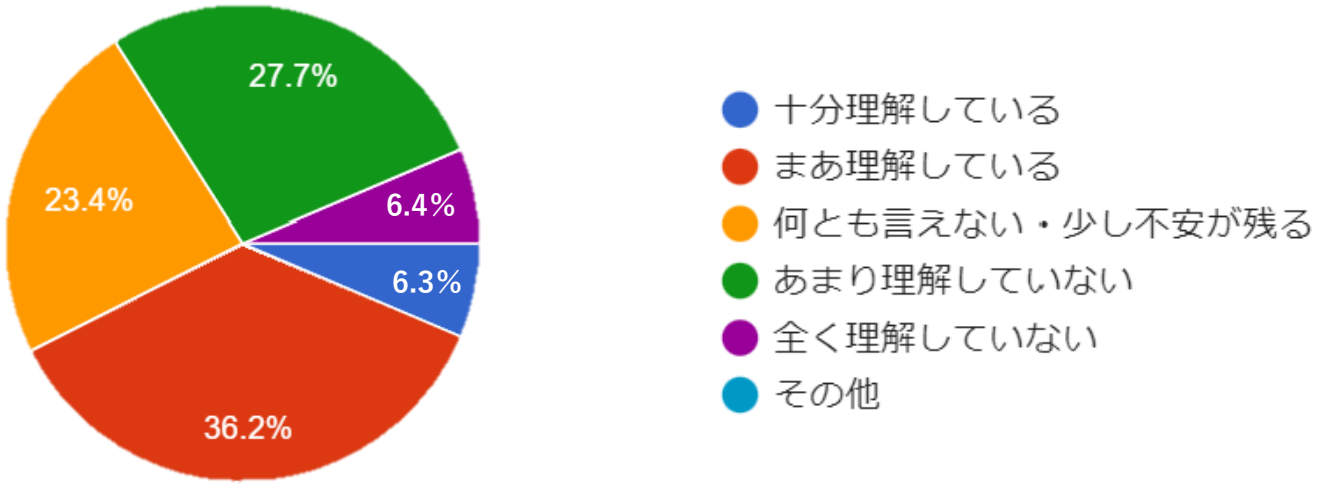

	合計	立場①	立場②	立場③	立場④
十分理解している	3	1	2	0	0
まあ理解している	17	6	6	3	2
何とも言えない・少し不安が残る	11	6	1	3	1
あまり理解していない	13	2	2	7	2
全く理解していない	3	3	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

３：立場①または②を選んだ方にお聞きします。令和5年10月の「インボイス制度」導入に向けて外注する先の外部事業者に対してどのような案内をしていますか？またはする予定ですか？

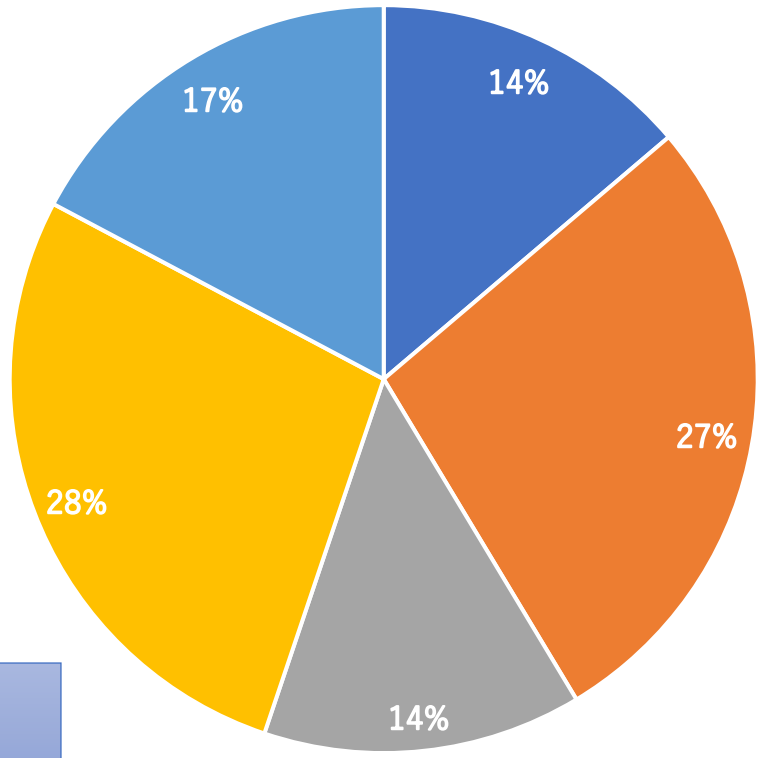

- 例外なくインボイス登録
- 原則としてインボイス登録を求めつつ一部例外を認めている、またはその予定
- 外部事業者ごとの判断に委ねている、またはその予定
- まだ方針を決定しておらず検討している
- まだ方針を決定しておらず検討もしていない

対象事業者数：29

発注側ですでに対応を決めている事業者の大半は「（原則として）インボイス登録を求める」という回答でした。一方で、まだ方針を決定していないという回答も約半数あり、業界内での方向性が確定しているとは言い難い状況のようです。

４：立場①または②を選んだ方にお聞きします。外注する先の外部事業者がインボイス登録をしないため適格請求書を準備できない場合には、どのような対応をする予定ですか？（複数回答可）

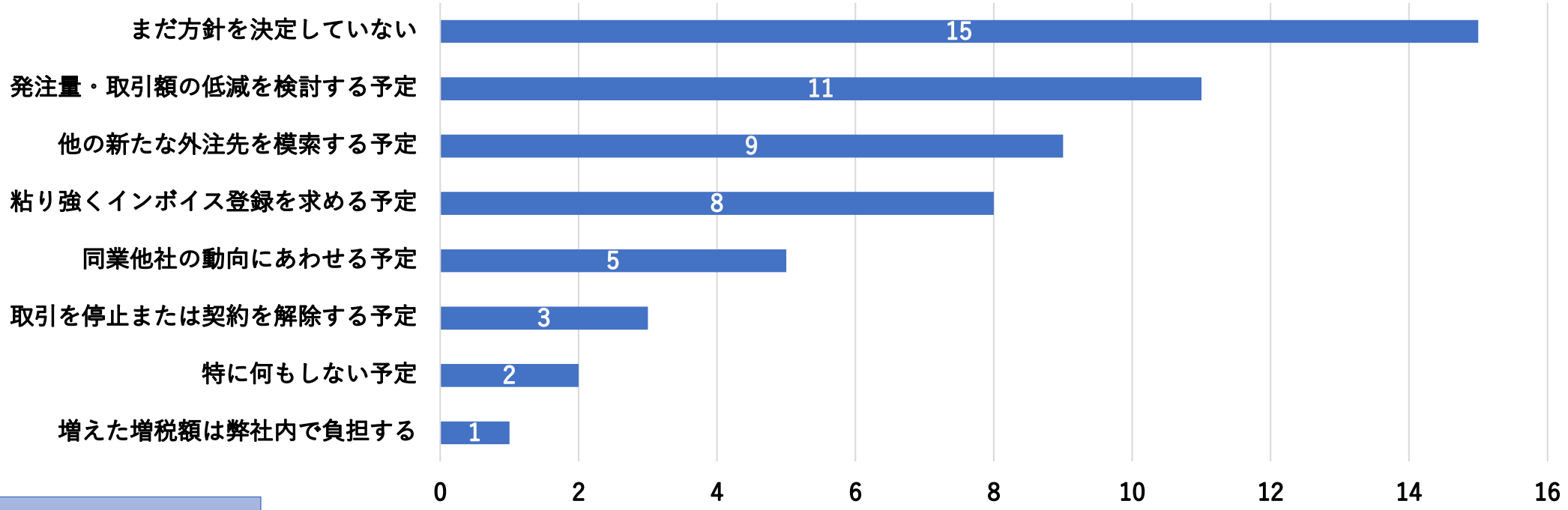

対象事業者数：29

外注先がインボイス登録をしない場合、発注側は仕入れ税額控除ができなくなるため実質的な消費税負担が増えてしまいます。その場合にどうするかについて、約半数は方針を決定していないようですが、決定した事業者の中には「取引を減らす」「他社を探す」という回答が多いようです。

5：立場②または③を選んだ方にお聞きします。
令和5年10月の「インボイス制度」導入時から適格請求書を発行するには
令和５年３月末までに税務署に登録申請しなければいけませんが、どのような対応をする予定ですか？

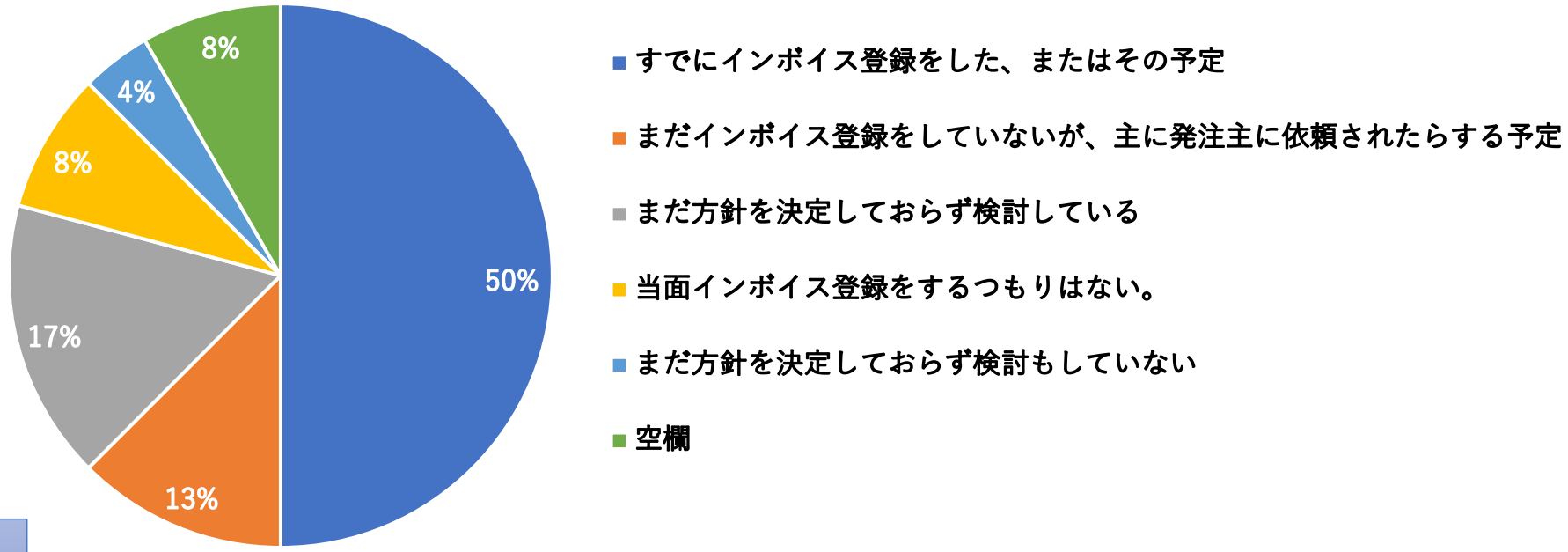

対象事業者数：24

消費税の免税事業者は、インボイス登録をすると課税事業者にならなければならない点がネックとなる一方、すでに課税事業者であればインボイス登録をしない理由があまりないとも言えそうです。半数の事業者がインボイス登録をした、またはその予定であると回答しています。

6-1：「インボイス制度」について不明な点や困っている点などあればお聞かせください。

・やはり、小規模事業者へ適格事業者登録を求めるのかどうかが、最も難しいポイントと考えています。
現在、価格には「消費税込み」と明記しているが、今後は明記せず曖昧な表記でもいいのかどうか
制度の内容が難しく、よく理解できていないこと

・今まで源泉税を控えて請求書を出した場合がありましたが、これからはそれが当たり前という形でよろしいですか?

・現在は個人事業主にも成っていない（アルバイトの状態）なので、この機会に「インボイスありき」で事業化し
取引先との関係を構築していきたいと考えています。

・質問として、いわゆるインボイスの「猶予期間」について具体例を交えて発信いただけると大変助かります。

・インボイス登録をしない業務委託先への対応、登録するしないは本人の自由だが、消費税を明記して支払を今までも行っているので
免税事業者＝インボイス未登録業者へは消費税の支払義務はないと認識している。
ただそれが下請法や独占禁止法に抵触するのかが気になっている。本体化価格に変動はない以上は一方的な値下げではなく
インボイスに登録した場合の消費税分の請求をすることに対して一方的に断ることは上記法令に抵触すると明記がある以上
登録してない場合には消費税を払わなくて良いのではないかと…でないと、本体と消費税を含めて110％払っているのに
インボイス登録したらさらに10％の上乗せを一方的には断れないということになるのかなど
法令の解釈や運用に不安があり困っている。

・Ｑ１において①と③のどちらの立場でもあり、売り上げも1,000万までは至っておらず、どうしたらいいか未だに答えが出ていない。
③の立場では発注主の会場運営会社の方針も発表されておらず
（フリーランスのスタッフも多いので、方針を検討しているようだが…）
課税事業者になるべきなのか、困っている。

6 -2：「インボイス制度」について不明な点や困っている点などあればお聞かせください。

・細かい制度の内容などを理解出来ていないため、詳しい内容を知りたいと思っております。

・先日のセミナーが大変参考となりました。現状ではQ3のとおりの対応予定で、特別対応するお取引先も何社かある状況ですが
今日夏目さんのお話を聞いて、取引先ともお話しをして、慎重に進めていかないといけないなと思いました！
法律に関してもっと勉強します。

・詳しく知りたい

・まだ全く手つかずの状態です。早急に検討したいです。

・免税事業者が多く、新たな取引先を探さなければいけない可能性と、それに伴う会場への不慣れの業者様への不安
登録することで被るデメリットを知りたい。

・"弊社スタッフが個人事業主にあたる為、インボイス登録の強要は出来かねる状態です。
よって弊社内での税負担が膨大な金額になります。何か緩和する方法はございますでしょうか。"

・免税事業者は必要なのか？又はすべからく必要なのか？いくらの収益を上げる法人からなのか？今だファックスでの発注
郵送での請求がほとんどなので。
また各お取引先よりの指示がまだ指示がなく、弊社が先にインボイス制度に登録をしておいた方が
お取引先様にとって好印象なのか？よく理解できていない

・Q3,Q4の方針について、業界の動向に合わせる予定ではいますが、その後の動きもあるので、判断するタイミングが
遅くなることを懸念している。（他社が方針を出してからで諸々の準備が間に合うのか心配。）

７：「インボイス制度」以外に、現在特にお困りのテーマがあれば教えてください。

・「フリーランス保護法」による影響が気になっている現状です。

・クレーマーになりそうな客をいかに早めに見極めるか

・下請法の資本金制限がなくなった場合の体制整備。
具体的には発注書や指示書をどのように作成し、どのように運用するか。

・経営の為の金策及び、お取引先様の増加及び拡大。
またコロナ禍の中でほとんど受注が減ってしまったお取引先様へ
受注増加へのアドバイスが何が出来るか？

・人材不足

等